

○低公害車普及促進対策費補助金交付要綱

平成24年 3 月29日 国自環第190号
国自旅第208号
国自貨第 91号

一部改正
平成25年 2 月26日 国自環第222号
国自旅第570号
国自貨第115号

(総則)

第1条 低公害車普及促進対策費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、別に定めのある場合を除き、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者、自動車リース事業者その他の者（以下「運送事業者等」という。）による環境対応車の導入事業に要する経費の一部を、国が、地方公共団体その他これに準ずるものとして国土交通大臣（以下「大臣」という。）が認めた者（以下「地方公共団体等」という。）と協調して補助することにより、窒素酸化物及び粒子状物質並びに二酸化炭素の排出削減を図り、もって地域環境及び地球環境の保全を図ること及び3大都市圏、観光地、環境未来都市等において、電気自動車バス、電気自動車タクシー又は電気自動車トラック（以下「電気自動車バス等」という。）の集中的導入を誘発・促進するような地域・事業者間連携等による先駆的事業を行う自動車運送事業者等を重点的に支援することにより、地域交通のグリーン化等を促進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 「一般乗合旅客自動車運送事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。
- 二 「一般貸切旅客自動車運送事業者」とは、道路運送法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者をいう。

- 三 「一般乗用旅客自動車運送事業者」とは、道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者をいう。
- 四 「一般貨物自動車運送事業者」とは、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業を営業者をいう。
- 五 「第二種貨物利用運送事業者」とは、貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業を営業者をいう。
- 六 「自動車リース事業者」とは、事業用自動車の貸渡し（電気自動車バス等による地域交通のグリーン化事業（以下「地域交通グリーン化事業」という。）においては、電気自動車バス等の導入に付随して行われる電気自動車用充電設備の貸渡しを含む。）を業とする者をいう。
- 七 「環境対応車」とは、CNGバス、優良ハイブリッドバス、CNGトラック、優良ハイブリッドトラック及び先進環境対応型ディーゼルトラックをいう。
- 八 「旅客自動車運送事業」とは、一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業をいう。
- 九 「貨物自動車運送事業」とは、一般貨物自動車運送事業、第二種貨物利用運送事業その他事業をいう。
- 十 「CNGバス」とは、内燃機関の燃料として可燃性天然ガスを用いる自動車であつて、当該自動車に係る道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条に規定する自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）に当該自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されているもの（以下「CNG自動車」という。）であつて、旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員11人以上の自動車をいう。
- 十一 「優良ハイブリッドバス」とは、内燃機関を有する自動車であつて、併せて電気又は蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いるものであり、かつ、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車がハイブリッド自動車であることが記載されているもの（以下「ハイブリッド自動車」という。）であつて、旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員11人以上の自動車（ただし内燃機関に軽油を用いる自動車のうち車両総重量が3.5tより大きいものにあつては、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止上の技術基準（以下「平成17年排出ガス基準」という。）に適合する自動車であつて、当該基準における規制値より窒素酸化物の排出量が10%以上低減、粒子状物質の排出量が10%以上低減された自動車（以下「低排出ガス優良車」という。）に限る。）をいう。
- 十二 「電気自動車バス」とは、電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を外部から充電する機能を備えている自動車（プラグインハイブリッド自動車を含む。以下「電気自動車」という。）であつて旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員11人以上のものをいう。
- 十三 「電気自動車タクシー」とは、電気自動車であつて、旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員10人以下のものをいう。
- 十四 「CNGトラック」とは、CNG自動車であつて、貨物自動車運送事業の用に

供する自動車をいう。

十五 「優良ハイブリッドトラック」とは、ハイブリッド自動車であって、貨物自動車運送事業の用に供する自動車（ただし内燃機関に軽油を用いる自動車のうち車両総重量が3.5tより大きいものにあつては、低排出ガス優良車に限る。）をいう。

一五の二 「先進環境対応型ディーゼルトラック」とは、貨物自動車運送事業の用に供する車両総重量12t超の自動車であつて次のイ～ハのいずれかの項目全てに該当するもの（改造した自動車にあつては、原動機、動力伝達装置、走行装置又は燃料装置を改造していないものに限る。）をいう。

イ（１）貨物自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成23年経済産業省・国土交通省告示第2号）1-1（4）及び（5）の各表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率（以下「平成27年度重量車燃費基準」という。）以上であること。

（２）道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第41条1項第5号の基準（以下「平成21年排出ガス基準」という。）に適合すること。

（３）窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年排出ガス基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

ロ（１）平成27年度重量車燃費基準に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

（２）平成21年排出ガス基準に適合すること。

ハ イ又はロ相応の環境要件を満たすと認められるものであること。

十六 「電気自動車トラック」とは、電気自動車であつて、貨物自動車運送事業の用に供する自動車をいう。

十七 「電気自動車用充電設備」とは、一般用電気工作物（電気事業法（昭和39年法律第170号）第38条第1項に規定する電気工作物をいう。）であつて専ら電気自動車バス等に充電するための設備のうち、国土交通大臣が指定するものをいう。

十八 「プラグインハイブリッド自動車」とは、ハイブリッド自動車であつて、外部からの充電可能なものであり、かつ、当該自動車の自動車検査証にプラグインハイブリッド自動車であることが記載されているものをいう。

十九 「3大都市圏」とは、首都圏整備法（昭和31年法律第83号）第2条第1項、中部圏開発整備法（昭和41年法律第102号）第2条第1項及び近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）第2条第1項に定める地域をいう。

二十 「環境未来都市」とは、新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）の21の国家戦略プロジェクトとして位置づけられた環境未来都市構想により選定された都市をいう。

（補助対象事業等）

第4条 大臣は、環境対応車の導入事業又は地域交通グリーン化事業（以下「補助対象事業」という。）に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助金を交付する。

- 2 前項の補助金の補助対象事業の区分及びその内容並びに補助対象事業の区分ごとの補助対象事業者、補助対象経費、補助率及び補助金の額は、別表によるものとする。

(交付申請)

第5条 補助対象事業者（環境対応車の導入事業を行う者をいう。以下同じ。）（大臣が定める期間に地方運輸局長に対して補助金の交付予定枠の申込みを行い、地方運輸局長から交付予定枠の内定通知を受けたものに限る。）は、別表に定める環境対応車の導入事業に係る補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに第1号様式による補助金交付申請書を地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、別表に定める環境対応車の導入事業に係る補助金の交付を受けようとする補助対象事業者であって、平成24年4月1日から平成25年1月31日（大臣が別に定める場合はその定める日）までの間に、環境対応車の新車新規登録をしたもの又は使用過程車のCNG自動車への改造を行い自動車検査証の交付を受けたもの（大臣が定める期間に地方運輸局長に対して補助金の交付予定枠の申込みを行い、地方運輸局長から交付予定枠の内定通知を受けたものに限る。）は、補助対象事業完了の日から30日を経過した日（大臣が別に定める場合はその定める日）までに第2号様式による補助金交付申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。

- 3 補助対象事業者は、第1項又は第2項の規定に基づく補助金の交付申請を行う場合は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

一 一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者その他これらに準ずるものとして大臣が認定した者にあつては、CNGトラック、優良ハイブリッドトラック又は電気自動車トラックを単年度3台（自動車リース事業者から借り受ける台数を含む。）以上導入すること。ただし、経年車の廃車を伴う新車導入の場合又はグリーン経営認証制度に基づく認証その他これに準ずる認証等を取得している場合はこの限りではない。

二 自動車リース事業者その他これに準ずるものとして大臣が認定した者にあつては、次表の左欄に掲げる者に貸し渡す場合には、それぞれ右欄に掲げる要件に適合すること。ただし、経年車の廃車を伴う新車導入の場合はこの限りではない。

<p>一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者その他これらに準ずるものとして大臣が認定した者</p>	<p>一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者その他これらに準ずるものとして大臣が認定した者に貸し渡す目的で環境対応車又は電気自動車バス等を単年度3台以上導入すること。</p>
---	---

- 4 地方運輸局長は、第1項及び第2項の規定による補助金交付申請書を受理したときは、所要の審査を行い大臣に進達するものとする。

- 5 地域交通グリーン化事業補助対象事業者（地域交通グリーン化事業を行う者であつ

て、電気自動車バス等の集中的導入を誘発・促進するような地域・事業者間連携等による先駆的事業を行う者として予め自動車局長の認定を受けた者をいう。以下同じ。)は、別表に定める地域交通グリーン化事業に係る補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに第1号様式の2による補助金交付申請書を大臣に提出しなければならない。

- 6 地域交通グリーン化事業にあつては、地方公共団体等からの協調補助の交付を要しないものとする。

(交付の決定及び通知等)

第6条 大臣は、前条第1項の規定による地方運輸局長から進達された第1号様式による補助金交付申請書について、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において、別表の定めるところにより交付決定を行い、第3号様式による補助金交付決定書により交付決定の内容等を地方運輸局長に通知するものとする。この場合において、大臣は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該交付決定を行うものとする。

- 2 地方運輸局長は、大臣から前項の規定による通知を受けたときは、第4号様式による交付決定通知書により補助金の交付を申請した補助対象事業者に交付決定の内容等を通知するものとする。

- 3 大臣は、前条第2項の規定による地方運輸局長から進達された第2号様式による補助金交付申請書について、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において、別表に定めるところにより交付決定及び額の確定を併せて行い、第5号様式による補助金の交付決定及び額の確定書により交付決定の内容等及び額の確定について地方運輸局長に通知するものとする。この場合において、大臣は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該交付決定を行うものとする。

- 4 地方運輸局長は、大臣から前項の規定による通知を受けたときは、第6号様式による交付決定及び額の確定通知書により補助金の交付を申請した補助対象事業者に交付決定の内容等及び額の確定について通知するものとする。

- 5 前項の規定により交付決定の内容等及び額の確定について通知を受けた補助対象事業者に関しては、次条から第12条までの規定は適用しないものとする。

- 6 大臣は、前条第4項の規定に基づき提出された第1号様式の2による補助金交付申請書について、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において、別表に定めるところにより交付決定を行い、第4号様式の2による補助金交付決定書により交付決定の内容等を補助金の交付を申請した地域交通グリーン化事業補助対象事業者に通知するものとする。この場合において、大臣は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該交付決定を行うものとする。

- 7 大臣は、第1項、第3項及び前項の交付決定に際して、必要な条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第7条 補助対象事業者又は地域交通グリーン化事業補助対象事業者（以下「補助対象事業者等」という。）は、補助金の交付決定の内容又はその条件に不服があることにより、当該補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内に、第7号様式による補助金交付申請取下届出書を地方運輸局長（地域交通グリーン化事業補助対象事業者にあつては大臣。次条第2項、第9条第2項、第10条及び第11条第1項において同じ。）に提出しなければならない。

(補助対象事業の計画変更の申請)

第8条 補助対象事業者等は、補助対象事業（地域交通グリーン化事業を含む。以下同じ。）の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、軽微な変更を除き、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

2 補助対象事業者等は、前項の規定による承認を受けようとするときは、第8号様式による補助対象事業計画変更承認申請書を地方運輸局長に提出するものとする。

(補助対象事業の中止又は廃止の承認申請)

第9条 補助対象事業者等は、補助対象事業を事情の変更により中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

2 補助対象事業者等は、前項の規定による承認を受けようとするときは、第9号様式による補助対象事業の中止（廃止）承認申請書を地方運輸局長に提出するものとする。

(事故報告)

第10条 補助対象事業者等は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、すみやかに第10号様式による補助対象事業事故報告書を地方運輸局長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助対象事業者等は、補助対象事業が完了した日若しくは補助対象事業の廃止の承認があつた日から30日を経過した日又は翌年度の4月1日のいずれか早い日までに第11号様式（地域交通グリーン化事業にあつては第11号様式の2）による補助対象事業実績報告書を地方運輸局長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、大臣が別に補助対象事業実績報告書の提出期限を定める場合は、その期限によることとする。

3 地方運輸局長は、第1項の規定による補助対象事業実績報告書を受理したときは、所要の審査を行い、大臣に進達するものとする。

4 第5条第5項の認定を受けた際に同一の地域交通グリーン化事業に属するものとして同時に認定を受けた者が存在する場合における第1項の規定の適用については、同項中「補助対象事業が完了した日」とあるのは、「第5条第5項の認定を受けた際に同一の地域交通グリーン化事業に属するものとして同時に認定を受けた者のうち、補助対象事業が完了した日をもっとも遅い者に係る補助対象事業が完了した日」とする。

(補助金の額の確定通知)

第12条 大臣は、前条第3項の規定により地方運輸局長から進達された補助対象事業実績報告書（地域交通グリーン化事業にあつては前条第1項の規定により地域交通グリーン化事業補助対象事業者から提出された補助対象事業実績報告書）について、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、別表に定めるところにより交付すべき補助金の額を確定し、第12号様式（地域交通グリーン化事業にあつては第12号様式の2）による補助金の額の確定書により地方運輸局長（地域交通グリーン化事業にあつては地域交通グリーン化事業補助対象事業者）に通知するものとする。

2 地方運輸局長は、大臣から前項の通知を受けたときは、第13号様式による補助金の額の確定通知書により補助対象事業者に補助金の額の確定について通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 補助対象事業者等は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、第14号様式による補助金支払請求書を提出しなければならない。

(返還命令)

第14条 大臣は、環境対応車の導入事業について、補助対象事業者が補助金の交付を受けたにもかかわらず、平成24年度内（出納整理期間を含む。）に地方公共団体等から協調補助の交付を受けなかった場合は、その補助金の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第15条 補助対象事業者等は、補助対象経費により取得した財産（以下「取得財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助対象事業者等は、大臣が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、財務大臣と協議の上定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、大臣の承認を受けないで、取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。

3 補助対象事業者等は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ第15号様式による財産処分承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

4 大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第2項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

(帳簿の保存義務)

第16条 補助対象事業者等は、補助対象事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助対象事業の完了後5年間保存しなければならない。

(提出部数)

第17条 この要綱に定める申請書その他の書類の提出部数は、4部（正本1部、副本3部）とする。ただし、地域交通グリーン化事業における提出部数は、2部（正本1部、副本1部）とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年度予算の成立の日から適用する。
- 2 低公害車普及促進対策費補助金交付要綱（平成23年4月28日付け国自総第70号、国自旅第50号、国自貨第19号。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。ただし、平成23年度以前に旧要綱の規定に基づき補助金の交付申請が行われた事業については、なお従前の例による。

附 則（平成25年2月26日一部改正）

(適用)

- 1 この要綱は、平成24年度一般会計補正予算（第1号）成立の日から適用する。
(次世代トラックの導入事業)
- 2 平成24年度一般会計補正予算（第1号）に係る環境対応車（CNGバス、優良ハイブリッドバス及び先進環境対応型ディーゼルトラックを除く。以下「次世代トラック」という。）の導入事業にあつては、地方公共団体等からの協調補助の交付を要しないものとする。この場合において、第14条の規定を適用せず、第2号様式中5.ウに掲げる地方公共団体等の負担を証する書類の添付及び導入環境対応車の表中関係地方公共団体等補助額の欄の記載は要しない。
- 3 別表に定める環境対応車の導入事業のうち次世代トラックの導入事業に係る補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、第5条第1項及び第2項の規定にかかわらず、補助対象事業完了の日から30日を経過した日（大臣が別に定める場合はその定める日）までに第2号様式による補助金交付申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。この場合において、第6条の規定の適用については、同条第3項中「前条第2項」とあるのは「平成25年2月26日国自環第222号・国自旅第570号・国自貨第115号附則第3項」とする。
(先進環境対応型ディーゼルトラックの導入事業)
- 4 先進環境対応型ディーゼルトラックの導入事業に係る補助金の交付については、平成24年度一般会計補正予算（第1号）（低公害車普及促進対策費補助金のうち環境対応車の導入事業に係るものに限る。）の範囲内で行うものとする。
- 5 先進環境対応型ディーゼルトラックの導入事業については、平成25年1月15日から平成25年3月29日までの間に新車新規登録された車両を補助対象とし（経年車（別表の備考3によらず、貨物自動車運送事業の用に供した自動車とし、原則、新規登録年月日を起算日として計算した年数（以下「車齢」という。）が平成24年度中に9年以

上経過している自動車をいう。なお、輸入車を廃車する場合の車齢の起算日は、我が国における初度登録日とする。)の廃車を伴う新車導入に限る。)、第5条及び第6条の規定の適用については、次項から第10項までに定めるところによる。この場合において、当該事業にあっては、地方公共団体等からの協調補助の交付を要しないものとする。

- 6 別表に定める環境対応車の導入事業のうち先進環境対応型ディーゼルトラックの導入事業に係る補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、補助対象事業完了の日から30日を経過した日(大臣が別に定める場合はその定める日)までに附則第1号様式による補助金交付申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。
- 7 地方運輸局長は、前項の規定による補助金交付申請書を受理したときは、所要の審査を行い大臣に進達するものとする。
- 8 大臣は、前項の規定による地方運輸局長から進達された附則第1号様式による補助金交付申請書について、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において、1事業者あたり3台を上限(補助対象事業者が自動車リース事業者の場合は、借り受ける事業者あたり3台を上限)として、別表に定めるところにより交付決定及び額の確定を併せて行い、附則第2号様式による補助金の交付決定及び額の確定書により交付決定の内容等及び額の確定について地方運輸局長に通知するものとする。この場合において、大臣は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該交付決定を行うほか、必要な条件を付することができる。
- 9 地方運輸局長は、大臣から前項の規定による通知を受けたときは、附則第3号様式による交付決定及び額の確定通知書により補助金の交付を申請した補助対象事業者に交付決定の内容等及び額の確定について通知するものとする。
- 10 前項の規定により交付決定の内容等及び額の確定について通知を受けた補助対象事業者に関しては、第7条から第12条まで及び第14条の規定は適用しないものとする。

別表

補助対象事業	環境対応車の導入事業	
	環境対応車の新規導入	使用過程車のCNGバス 又はCNGトラックへの 改造
補助対象事業者	一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、 一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者、自動車 リース事業者その他これらに準ずるものとして大臣が認定した者	
補助対象経費	車両本体価格（新車の改造により環境 対応車を導入する場合にあっては、環 境対応車への改造に要する経費を含 む。）	CNG自動車への改造に 要する経費
補助率	1 / 4	1 / 3
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額以内とする。ただし、環境 対応車の新規導入にあっては、経年車の廃車を伴う新車導入につ いては、当該補助対象経費と通常車両価格との差額に1 / 2を乗 じて得た額が、当該補助対象経費に補助率を乗じて得た額よりも 少ない場合には、当該差額に1 / 2を乗じて得た額以内とし、新 車のみ導入については、当該補助対象経費と通常車両価格との 差額に1 / 3を乗じて得た額が、当該補助対象経費に補助率を乗 じて得た額よりも少ない場合には、当該差額に1 / 3を乗じて得 た額以内とする。	
補助金の額の確定	次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。 (1) 補助対象事業の実施に要した補助対象経費の実績額に基づく 補助金の額 (2) 補助金交付決定額（交付決定額を変更した場合にあっては、 当該変更後の額）	

補助対象事業	地域交通グリーン化事業		
	電気自動車バス等の集中的導入を誘発・促進するような地域・事業者間連携等による先駆的事業を行う場合における当該電気自動車バス等又は電気自動車用充電設備の導入（使用過程車の電気自動車バス等への改造による導入を含む。）		
	電気自動車バス等の新規導入	使用過程車の改造による電気自動車バス等の導入	電気自動車用充電設備の導入
地域交通グリーン化事業補助対象事業者	一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、道路運送法第79条の登録を受けた者、自動車リース事業者その他これらに準ずるものとして大臣が認定した者であって、第5条第5項の認定を受けた者		
補助対象経費	車両本体価格（電気自動車バス等への改造に要する経費を含む。）	電気自動車バス等への改造に要する経費	電気自動車用充電設備 (1)急速充電設備及び普通充電設備の導入費用（本体のみを補助対象とし、充電コネクタ、ケーブル、その他の付属品及び工事費用は除く。） (2)非接触式充電設備の導入費用（工事費用を含む。）
補助率	1 / 2（電気自動車タクシー又は電気自動車トラックの導入にあつては1 / 3）		
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額以内とする。		

補助金の額の確定	次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。 (1) 補助対象事業の実施に要した補助対象経費の実績額に基づく補助金の額 (2) 補助金交付決定額（交付決定額を変更した場合にあっては、当該変更後の額）
----------	---

備考

- 1 環境対応車の導入事業にあっては、平成24年4月1日から平成25年3月31日（大臣が別に定める場合はその定める日）までの間に、環境対応車の新車新規登録をしたもの又は使用過程車のCNG自動車への改造を行い自動車検査証の交付を受けたもの（大臣が定める期間に地方運輸局長に対して補助金の交付予定枠の申込みを行い、地方運輸局長から交付予定枠の内定通知を受けたものに限る。）を対象とする。
- 2 地域交通グリーン化事業にあっては、交付決定日から原則平成25年2月28日までの間に、電気自動車バス等の新車新規登録をしたもの、電気自動車バス等への改造を行い自動車検査証の交付を受けたもの及び電気自動車用充電設備の設置されたものを対象とする。
- 3 経年車の廃車を伴う新車導入の「経年車」とは、旅客自動車運送事業（一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）及び貨物自動車運送事業の用に供した自動車とし、新規登録年月日を起算日として計算した年数（以下「車齢」という。）が平成24年度中に9年以上経過している自動車をいう。なお、輸入車を廃車する場合の車齢の起算日は、我が国における初度登録日とする。
- 4 経年車の廃車を伴う新車導入の「廃車」とは、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）に基づき引取業者に使用済自動車を引き渡すことをいう。
- 5 経年車の廃車を伴う新車導入の廃車する自動車は、前項の引取業者に引き渡した日（引取日）以前過去1年間以上所有していること。
- 6 経年車の廃車を伴う新車導入について、廃車する自動車と新車導入する自動車との所有者名が自動車検査証上で一致していること。
- 7 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当額については、補助対象としないものとする。
 なお、補助対象経費に係る消費税について、一部又は全部について仕入控除を行うことができない場合には、その旨を記した理由書を申請書に添付することにより、仕入控除の対象とならない消費税相当額も補助対象とすることができる。この場合は、第16号様式に当該補助事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。
- 8 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。